

事務事業名	旧軍人遺族等支援事業				担当	健康福祉部 社会福祉課 社会福祉係			
政策名	C	思いやりと安心に満ちたみんな元気なまちづくり				増補版施策名			
施策名	5	高齢者の自立と社会参加の支援				☐ 実施計画上の主要事業			
関連個別計画					事業期間	☐ 単年度のみ			
法令根拠	恩給法					☒ 単年度繰返（開始年度 昭和27 年度～）			
予算科目	1.一般会計	3.民生費	1.社会福祉費	1.社会福祉総務費		☐ 期間限定複数年度（ 年度～ 年度）			
事業概要	旧軍人・戦没者の遺族、戦傷病者の恩給、遺族年金、特別弔慰金等の受給に関する相談、指導を行う。また、遺族等からの請求に基づく特別弔慰金及び戦没者の妻に対する特別給付金の県への進達並びに恩給欠格者・引揚者への書状伝達を行う。（第11回の特別弔慰金は、1人あたり50,000円×5年の国債を交付 参考：第10回特別弔慰金申請者数551人								

1. 現状把握の部 (1) 事務事業の目的と指標

①手段（主な活動） 31年度実績 申請受付事務、県への進達、国債の受領及び申請者への交付事務 （第13回特別給付金及び第10回特別弔慰金） 32年度計画 第11回特別弔慰金 申請者への国債交付事務（令和2年4月1日から令和5年3月31日まで受付）				⑤活動指標（事務事業の活動量を表す指標）の推移						
				名称	単位	28年度(実績)	29年度(実績)	30年度(実績)	31年度(実績)	32年度(見込)
				ア 申請者数	人	97	87	4	0	250
				イ						
				ウ						
				エ						
				オ						
②対象（誰、何を対象にしているのか）*人や自然資源等 旧軍人・戦没者の遺族、戦傷病者				⑥対象指標（対象の大きさを表す指標）の推移						
				名称	単位	28年度(実績)	29年度(実績)	30年度(実績)	31年度(実績)	32年度(見込)
				ア 戦傷病者数	人	4	4	3	2	2
				イ 戦没者の遺族数	人	1,224	1,185	1,133	1,081	995
				ウ						
				エ						
				オ						
③意図（この事業によって、対象をどう変えるのか） 旧軍人・戦没者の遺族、戦傷病者に対しての支援をすること。				⑦成果指標（対象における意図された対象の程度）の推移						
				名称	単位	28年度(実績)	29年度(実績)	30年度(実績)	31年度(実績)	32年度(見込)
				ア 国債交付者数	人	290	93	108	4	100
				イ						
				ウ						
				エ						
				オ						
④結果（どんな結果(上位施策)に結びつけるのか） 旧軍人・戦没者の遺族、戦傷病者に対しての支援				⑧上位成果指標（結果の達成度を表す指標）の推移						
				名称	単位	28年度(実績)	29年度(実績)	30年度(実績)	31年度(実績)	32年度(見込)
				ア 交付金及び弔慰金の交付により弔慰された割合	%	100	100	100	100	100
				イ						
				ウ						
				エ						
				オ						
(2) 総事業費の推移										
				単位	28年度(実績)	29年度(実績)	30年度(実績)	31年度(実績)	32年度(見込)	
投入量	事業費	財源内訳	国庫支出金	千円	0	0	0	0	0	
			県支出金	千円	0	0	0	0	0	
			地方債	千円	0	0	0	0	0	
			その他	千円	0	0	0	0	0	
			一般財源	千円	9	10	10	10	20	
			事業費計(A)	千円	9	10	10	10	20	
	人件費		正規職員従事人数	人	1	1	1	1	1	
			延べ業務時間	時間	1,125	1,000	500	500	1,000	
			人件費計(B)	千円	4,672	4,150	2,085	2,022	4,043	
			トータルコスト(A)+(B)	千円	4,681	4,160	2,095	2,032	4,063	
(3) 事務事業の環境変化・市民意見等										
①この事務事業を開始したきっかけは何か？ いつごろどんな経緯で開始されたのか？		国の援護法に基づく事務である。								
②事務事業を取り巻く状況（対象者や根拠法令等）はどう変化しているか、開始時期あるいは5年前と比べてどう変わったのか？		高齢化により対象者が減少している。 平成27年度より、第10回特別弔慰金の受付が開始された。 第10回特別弔慰金については、平成30年4月2日請求受付終了。 第11回特別弔慰金については、令和2年4月1日から請求受付開始。								
③この事務事業に対して関係者（住民、議会、事業対象者、利害関係者等）からどんな意見や要望が寄せられているか？										